

東日本大震災に係る老人福祉施設等災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（余震を含む）及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故による災害のこと。以下同じ。）からの復旧・復興を支援するため、市町村（指定都市及び中核市を除き、市町村を構成員とする組合を含む。）、社会福祉法人及び医療法人その他厚生労働大臣が認めた者が老人福祉施設等の災害復旧事業を行う場合において、厚生労働大臣に協議して承認を得た場合に、当該補助事業者に対し、予算の範囲内において東日本大震災に係る老人福祉施設等災害復旧事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 この補助金の交付対象となる施設は別表1のとおりとし、交付対象となる経費は、別表2のとおりとする。

2 次に掲げる費用については、この補助金の交付対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 施設ごとに、別表2の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、別表2の第1欄により算出した基準額とを比較して、少ない方の額に別表1の施設区分に応じた補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、補助率のかさ上げ対象となる施設の交付額については、別途、厚生労働大臣と協議した額（かさ上げ分）を加算することができる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (4) 事業実施に当たって締結する契約に係る契約書（工事内訳書等を含む。）の写し（交付申請時において未契約である場合には、設計書（設計内訳書等を含む。）又は見積書の写し）
- (5) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号により申請し知事の承認を受けること。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該変更が補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号に準じた様式により知事に報告すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、別記様式第3号により申請し知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (6) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、規則第12条第2項ただし書の規定により、知事が別に定める日とする。

2 規則第12条第1項の規定により、補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 関係書類
 - イ しゅん工した建物の配置図、平面図及び立面図
 - ロ 工事請負契約書等の写し（工事内訳書を含む。）
 - ハ 工事しゅん工を確認するための建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項による検査済証の写し又は完成検査復命書の写し
 - ニ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
- (4) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別記様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに知事に報告しなければならない。

2 知事に前項の報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(財産処分の承認の申請等)

第9条 規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、別記様式第7号により知事に申請しなければならない。

2 前項の申請の際に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 財産処分理由説明書
- (2) 評価額調書（以下のいずれかの調書とし、原本又は本証明されたものであること。）

- イ 不動産鑑定士による評価額調書
 - ロ 銀行が評価した調書
 - ハ 減価償却（定額法又は定率法による調書）
 - (3) 既存施設の平面図（処分財産が建物である場合に限るものとし、平面図は補助対象面積と対象外面積を色分け等により明確に区分すること。また、各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。）
 - (4) 改築後の施設の平面図（各室ごとの面積表を添付すること。）
 - (5) 新旧の位置がわかる位置図（移転改築の場合）
 - (6) 既存施設の写真
 - (7) 補助額を証明する交付決定通知書の写し、交付額確定通知書の写し及び補助年度における補助事業者の収支決算書の写し
 - (8) その他知事が必要と認めるもの
- 3 知事は、規則第21条の規定による承認をした場合において、財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（処分の制限を受ける期間）

第10条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）の規定を準用する。

（書類の提出部数）

第11条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書 1部
- (2) 計画変更承認申請書 1部
- (3) 中止・廃止承認申請書 1部
- (4) 実績報告書 2部
- (5) 概算払請求書 1部
- (6) 仕入控除税額報告書 1部
- (7) 財産処分承認申請書 1部

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月26日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。